



長野県報

11月15日(月)
平成22年
(2010年)
第2217号

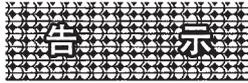
目次

告示

| | |
|--|---|
| 基本測量の終了(2件)(建設政策課) | 1 |
| 過疎地域自立促進特別措置法に基づく市町村道の改築工事の完了(道路管理課) | 1 |
| 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) | 1 |
| 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) | 2 |

公告

| | |
|---|---|
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) | 2 |
| 都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市計画課) | 2 |
| 一般競争入札(交通政策課) | 2 |



長野県告示第675号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示します。

平成22年11月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
基本測量(地理識別子整備業務)
- 2 作業期間
平成22年3月26日から平成22年10月29日まで
- 3 作業地域
駒ヶ根市

建設政策課

長野県告示第676号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示します。

平成22年11月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
基本測量(ジオイド測量)
- 2 作業期間
平成22年8月25日から平成22年9月30日まで
- 3 作業地域

北安曇郡白馬村

建設政策課

長野県告示第677号

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第14条第1項の規定により長野県が実施した市町村道の改築工事は、次のとおり完了しました。

平成22年11月15日

長野県知事 阿部 守一

| 路線名 | 工事区間 | 工事の種類 | 工事完了の日 |
|------|--|-------|------------|
| 黒河内線 | 伊那市長谷黒河内2322番の82地先から 伊那市長谷黒河内2563番の16地先まで | 道路改良 | 平成22年5月11日 |

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第14号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年11月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年11月15日

長野県上田建設事務所長 山浦 直人

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 406号
3 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|------------|-----------|
| 上田市菅平高原字菅平1223番の628地先から 上田市菅平高原字菅平1223番の604地先まで | 旧 | 8.5~49.0 m | 0.6229 km |
| 同 上 | 新 | 8.5~49.0 | 0.6229 |
| | | 10.0~54.0 | 0.2370 |

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年11月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年11月15日

長野県上田建設事務所長 山 浦 直 人

- 1 路線名 406号
2 供用を開始する区間
上田市菅平高原字菅平1223番の628地先から
上田市菅平高原字菅平1223番の604地先まで
3 供用を開始する期日 平成22年11月17日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年11月15日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 申請のあった年月日
平成22年11月5日
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長野県環境支援センター
3 代表者の氏名
平 林 十 一
4 主たる事務所の所在地
上田市大字小泉911番地3
5 定款に記載された目的
この法人は、産業廃棄物のリサイクル率向上を目標に、調査、

研究、技術開発、指導、教育、業者育成を推進し、環境配慮型製品の推薦と、不法投棄の撲滅により、循環型社会の確立を目指す。そして環境に通じた地域社会の交流を活性化させ、自然保護活動と環境の保全に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成22年11月15日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 都市計画の種類及び名称
松本都市計画地域地区（用途地域）
2 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び松本市役所

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年11月15日

長野県松本空港管理事務所長 大日方 敏 郎

- 1 入札に付する事項
(1) 工事名
国補松本空港滑走路等舗装改修工事
(2) 工事内容
入札説明書及び仕様書によります。
(3) 履行期間
契約日から平成23年3月18日まで
(4) 履行場所
松本市大字空港東8909 長野県松本空港
(5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止の処分を受けていない者であること。